

## リエゾン組織に関する規則

(目的)

**第1条** この規則は、リエゾン組織の承認と管理等に関し必要な事項を定める。

(定義)

**第2条** 本会の目的に賛同し、本会の事業を遂行するうえで、連携することが有益となる団体は、リエゾン組織として活動することができる。

**2** リエゾン組織になろうとする団体又は団体の組織は、幹事会において別に定めるところにより申込み 幹事会の承認を得なければならない。

### 附 則

**1** この規則は、平成27年6月18日から施行する